

しゃかいふくしほうじん さんいんかていがくいん
社会福祉法人 山陰家庭学院
じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

グループホーム ひまわりの家 (しずか)
きょうどうせいかつえんじよじぎょう まつえししてい だい 3220100048号
(共同生活援助事業 松江市指定 第3220100048号)

あなたに対する共同生活援助事業サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて

当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

ていきょう じぎょうしゃ
1. サービスを提供する事業者

めい しょう 名称	しゃかいふくしほうじん さんいんかていがくいん 社会福祉法人 山陰家庭学院
ほうじんしょざいち 法人所在地	しまねけんまつえししまねちようおわし 島根県松江市島根町大芦5707
でんわばんごう 電話番号	TEL 0852-85-3603 FAX 0852-85-3604
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう さわ しんご 理事長 澤 真吾
せつりつねんげつ 設立年月	めいじ ねん がつ 明治34年4月

りようしせつ
2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していきょうどうせいかつえんじよ かいご ほうかつがた 指定共同生活援助 (介護サービス包括型)
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	ひまわりの家 (しずか)
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	しまねけんまつえしにしかわつちよう 島根県松江市西川津町 742-6
れん らく さき 連絡先	でんわばんごう 電話番号 0852-28-7717
し せつ ちよう 施設長	にしお すなお 西尾 淳
かん り しゃ 管理者	ますもと ゆみ 増本 由美
サービス管理責任者	ますもと ゆみ 増本 由美
てい いん 定員	めい 4名 (しずか 4名)
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成18年 4月 1日

3. サービスの目的・運営方針

<p>もく 目的</p>	<p>社会福祉法人 山陰家庭学院 (以下「法人」という。) が開設するひまわりの家が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「法」という。) に基づく指定共同生活援助事業 (以下「共同生活援助」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事を項定め、支給決定を受けた障害者 (以下「利用者」という) に対する適正な生活援助を提供することを目的とします。</p>
<p>うんえいほうしん 運営方針</p>	<p>ひまわりの家は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。</p>

4. サービスに係るホーム・設備等の概要

(1) ホーム

<p>たて 建物</p>	<p>しゆ るい 種類</p>	<p>じゅうたく 住宅</p>
	<p>こう ぞう 構造</p>	<p>もくぞう かいだて かわらぶき 木造 2階建 瓦葺</p>
	<p>ちくねんすう 築年数</p>	<p>ちく ねん しょうわ ねん がつかいちく 築34年/昭和52年5月改築</p>

(2) 主な設備

	<p>へやすう 部屋数</p>	<p>び こう 備考</p>
<p>きよ じつ 居室</p>	<p>しつ 4室</p>	<p>9.7 m² ぜんしつこしつ かんび 全室個室、エアコン完備</p>
<p>しょく どう 食堂</p>	<p>しつ 1室</p>	<p>12.9 m²</p>
<p>せんたくしつ 洗濯室</p>	<p>しつ 1室</p>	<p>1.6 m²</p>
<p>よく しつ 浴室</p>	<p>しつ 1室</p>	<p>3.2 m²</p>
<p>トイレ</p>	<p>しつ 1室</p>	<p>1.6 m²</p>

※ 居室については、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

(3) 共同で利用する備品等

備品名	個数	備考
冷蔵庫	1台	食堂にて共用
電子レンジ	1台	食堂にて共用
炊飯器	1台	食堂にて共用
食卓テーブル 椅子	1卓 6脚	食堂にて共用
食器棚	1本	食堂にて共用
電気掃除機	1台	共用
洗濯機・乾燥機	各1台	共用

※ 上記の備品以外の、衣類や備品、日常生活用品は利用者にご用意いただきます。

5. サービス提供職員の設置状況

- (1) 管理者 1人
- (2) サービス管理責任者 1人以上
- (3) 看護師 1人以上
- (4) 世話人 5人以上
- (5) 生活支援員 1人以上
- (6) 夜間支援員 1人

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障がい福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 職員の資質向上のための研修機会の確保等に努めます。

【各職種の勤務体系・業務内容】

職種	勤務体系・業務内容
施設長・管理者	<p>正規の勤務時間帯（9：00～18：00）</p> <p>職員及び業務の管理、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。</p>

<p>サービス 管理責任者</p>	<p>せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（9：00～18：00）</p> <p>こべつしえんけいかく かん ぎょうむ つぎ かかげる ぎょうむ おこな 個別支援計画に関する業務のほか、次に掲げる業務を行います。</p> <p>① 利用に際し、利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、心身の状況、ひまわりの家以外における指定障害サービス等の利用状況を把握します。</p> <p>② 利用者が、自立して日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、他の指定障害福祉サービス事業所、指定施設障害福祉サービス提供者等との連携、調整を行います。</p> <p>③ 他の職員に対する技術指導、又は助言を行います。</p>
<p>かん ぐ し 看護師</p>	<p>せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（9：00～18：00）</p> <p>にちじょうてき けんこうかんり りゆうい いりょうてきしえん はっせい ぼあい 日常的に健康管理に留意し、医療的支援が発生した場合は医療との連携を図ります。</p>
<p>せ わ に ん 世話人</p>	<p>せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（17：00～翌10：00）</p> <p>りようしゃ たい しょくじ ていきょう にちじょうせいかつじょう そうだんおよ にゆう 利用者に対して、食事の提供、日常生活上の相談及び入浴等の支援等について、生活支援員と協同して適切に援助を行います。</p>
<p>せい かつ し えん い ん 生活支援員</p>	<p>せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（17：00～翌10：00 9：00～18：00）</p> <p>りようしゃ たい しょくじ ていきょう にちじょうせいかつじょう そうだんおよ にゆう 利用者に対して、食事の提供、日常生活上の相談及び入浴等の支援等について、世話人と協同して適切に援助を行います。</p>
<p>や かん し えん い ん 夜間支援員</p>	<p>せいき きんむじかんたい 正規の勤務時間帯（17：00～翌10：00）</p> <p>や かん りようしゃ じょうきょう おう しゅうしんじゅんび かくにん ねがえ はいせつ 夜間、利用者の状況に応じ就寝準備の確認、寝返りや排泄支援のほか、緊急時の対応を行います。</p>
<p>し せ つ しょくいん 施設職員</p>	<p>ひつよう 必要に応じて</p>

ていきょう ないよう
6. サービス提供の内容

かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしやう ないよう
(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよ えんじよ 相談及び援助	りようしやおよ かぞく きぼう せいかつ りようしや しんしん じょうきょうとう はあく 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談や助言、援助等を行います。
しょく じ 食事	せわにん えいよう かくじん しこう かんが と こんだて 世話人が栄養と各人の嗜好を考 えながらバラエティーに富んだ献立を工夫し、利用者と一緒に作ります。(食 材 料 費 及 び 食 事 に 係 る 水 道 光 熱 費 は 対 象 外 サービス です。)
はい せつ 排泄	はいせつ かん えんじよ おこな 排泄に関する援助を行います。
に ゆ う よ く 入浴	に ゆ う よ く かん えんじよ おこな 入浴に関する援助を行います。
き が せいようとう 着替え、整容等	み せいけつ とく ちゆうい はら 身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 りようしや この きぼう こうにゆう つ そ 利用者の好みにより、希望があれば購入にあたり付き添います。 きせつ ころもが せいり せいとん みまも えんじよ 季節による衣替え、整理、整頓の見守り、援助をします。
かつ どう し えん 活動支援	ちいきぎょうじ さんか そくしん 地域行事への参加を促進します。 ちいきしょうてん か ものとう しえん じしゅせい そだ 地域商店への買い物等を支援し、自主性を育てます。 せいかつ なか たの え よ かつどう そうだん 生活の中にゆとりと楽しみが得られるように余暇活動についての相談や助言、援助等を行います。 じゆんろう そうだん じよげん えんじよとう おこな 就労についての相談、助言、援助等を行います。
けん こう かん り 健康管理	じょうじ せわにんとう かんさつ しつべいよぼう けんこうかんり つと 常時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 きんきゆうじひつよう しゅじい きょうりょくいりようきかんとう せきにん また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 りようしや いりようきかん つういん ばあい つ そ とう はいりよ 利用者が医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料がかかる場合があります。)
にゆういんとう かん 入院等に関する支援	りようしや にゆういん びょういん しんりょうじよ ほうもん れんらくちようせいおよ いるい 利用者が入院している病院や診療所を訪問し、連絡調整及び衣類等の準備、その他の日常生活上の支援を行います。
きん せん かん り 金銭管理	りようしや じょうきょう きぼう ひつよう おう そうだん じよげん えんじよ かんりとう 利用者の状況、希望により、必要に応じ相談、助言、援助、管理等 おこな を行います。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
家賃	生活保護、低所得の方に対しては、補足給付（家賃助成）により、1万円を減じた費用を徴収いたします。	月額 18,000円 家賃助成対象者 月額 8,000円
食材料費	朝、夕食に関する食材料費 昼食は各自で準備していただきます。	朝食 250円 夕食 350円
光熱水費	共同で使う水道・光熱費は、使用された金額を負担していただきます。	日額 500円
日常生活上必要な諸経費	日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用。 (町内会費含む)	実費
健康診断 インフルエンザ予防接種等	一般検診・成人病検診 インフルエンザ予防接種	実費
入院等に関する支援	希望により入院時の手続きや介護等の支援を行います。	実費
日常生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します	実費
その他	昼食を必要に応じて提供します。 居室用防炎カーテン、ベッド、タンス、布団等は各自で準備していただきます。	昼食 300円

※ 食材料費、光熱水費については、各年度、精算し返金又は、追加徴収させていただきます。

※ 嗜好品等の費用がかかる場合は、実費請求させていただきます。

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。なお家賃徴収にあたっては、法定代理受領の場合、家賃額から特定障害者特別給付費（補足給付）を減じた額の費用を徴収いたします。障がい福祉サービス受給者証をご確認ください。

(3) 代理受領を行わない場合

介護給付費・訓練等給付費について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費・訓練等給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住いの市町村に介護給付費・訓練等給付費の支給を（利用者負担額を除く）を申請して下さい。

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

なお、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(ア) 窓口での現金支払い

(イ) 下記指定口座への振込み

山陰合同銀行 島大前支店 普通預金 2771470

ひまわりの家 山陰家庭学院 理事長 澤 真吾

(ウ) 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：山陰合同銀行

りようしゃ きろくおよ じょうほう かんりとう
8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

きんきゅうじ たいおう
9. 緊急時の対応

りようしゃ びょうじょうきゅうへんとう きんきゅうじ すみ いりょうきかん れんらくとう おこな
 利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

<p>りようしゃ いりょうきかん 利用者のかかりつけ医療機関</p>	<p>いりょうきかんめい 医療機関名：</p> <p>しん りょう か 診療科：</p> <p>しゅ じ い 主治医：</p> <p>しょ ざい ち 所在地：</p> <p>でんわばんごう 電話番号：</p>
<p>きん きゅう れん らく さき 緊急連絡先①</p>	<p>じゅう しょ 住所：</p> <p>でんわばんごう 電話番号：</p> <p>し めい 氏名：</p> <p>つづき がら 続柄：</p>
<p>きん きゅう れん らく さき 緊急連絡先②</p>	<p>じゅう しょ 住所：</p> <p>でんわばんごう 電話番号：</p> <p>し めい 氏名：</p> <p>つづき がら 続柄：</p>

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

<p>とうじぎょうしょ 当事業所 ごりようそうだんまどぐち ご利用相談窓口</p>	<p>くじょうかいけつせきにんしや ・苦情解決責任者 西尾 淳 にしお すなお くじょううけつけたんとうしや ・苦情受付担当者 増本 由美 ますもと ゆみ たなか たかひろ 田中 孝拓</p> <p>りようじかん ・ご利用時間 9:00～ 17:00 (日曜、祝祭日を除く) にちよう しゅくさいじつ のぞ でんわばんごう ・電話番号: 0852-23-9925</p> <p>F A X : 0852-67-1690</p> <p>たんとうしや ふざい ばあい じむしょ もう で ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。</p>	
<p>だいさんしゃいいん 第三者委員</p>	<p>きしだ かずとし 岸田 和俊</p>	<p>でんわばんごう 電話番号 (0852) 20-6818 べんごし 弁護士</p>
	<p>いまおか てるお 今岡 輝夫</p>	<p>でんわばんごう 電話番号 (0853) 63-1526 がくしきけいけんしや 学識経験者</p>
<p>かくしちようやくぼ 各市町役場</p>	<p>かくしちようやくぼ と あ 各市町役場へお問い合わせください。</p>	
<p>しまねけん 島根県 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 うんえいてきせいはいいん (運営適正化委員)</p>	<p>しょざいち しまねけんまつえしひがしつだちよう ・所在地: 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ 2階 かい でんわばんごう ・電話番号: 0852-32-5994 ・F A X : 0852-32-5913 うけつけじかん げつ きん ・受付時間: 月～金 8:30～17:00 ど にち しゅくさいじつ のぞ (土、日、祝祭日を除く)</p>	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

りようしや じんけん ようご ぎやくたい ぼうしとう ひつよう そち おこな
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置を行います。

<p>ぎやくたいぼうし かん 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口</p>	<p>ぎやくたいぼうしせきにんしや ・虐待防止責任者: 西尾 淳 にしお すなお まどぐちたんとうしや ・窓口担当者: 増本 由美 ますもと ゆみ りようじかん ・ご利用時間: 9:00～ 17:00 (土、日、祝祭日を除く) ど にち しゅくさいじつ のぞ でんわばんごう ・電話番号: 0852-23-9925 ・F A X : 0852-67-1690</p>	
---	---	--

【人権及び虐待防止のための措置】

ひまわりの家は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- ① 人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- ② 法人内に設置する「障害者虐待防止委員会」に参加して、虐待の防止のための対策等の検討を行います。
- ③ 法人が定める「障害福祉施設における虐待防止マニュアル」に基づき、対策及び対応を行います。
- ④ 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施します。
- ⑤ その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のための必要な措置を行います。

2 ひまわりの家の職員は利用者に対し、身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行いません。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	まつえせきじゅうじびょういん 松江赤十字病院		
所在地	まつえしほろまち 松江市母衣町200		
電話番号	0852-24-2111		
診療科	せいしんか ないか ほか 精神科・内科 他	にゅう いん せつ び 入院設備	あり 有

※ 上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 事故および非常災害時の対策

事故発生時の対応	サービス利用中に事故が発生した場合には、県、市町および利用者のご家族に対して連絡を取り、必要な対応をします。 サービス提供時に利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。 事故状況および対応などを記録します。
防災設備	じどうかさいほうちき ・自動火災報知機 しょうかき ・消火器 ゆうどうとう ・誘導灯

	<p>も ほうちき ・ガス漏れ報知機</p> <p>きょしつようぼうえん ・居室用防災カーテン (各自設置)</p> <p>ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置</p> <p>じゅうたくようかさいほうちき ・住宅用火災報知機</p>
へいじ くんれん 平時の訓練	ずいじ ひなん ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし 随時、避難・防災訓練を、利用者の方も参加し実施します。
ぎょうむけいぞくけいかく 業務継続計画	かんせんしょう ひじょうさいがいほっせいじ りようしゃ しえん けいぞくてき おこな 感染症や非常災害発生時には、利用者への支援を継続的に行う とともに、業務の継続を図るための業務継続計画を策定し適切 な対応を行います。
ほけんかにゆう 保険加入	じ こ さいがい そな せんがいばいしょうほけん かにゆう 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 かにゆうほけんがいしやめい せんがいほけん かぶしきがいしや 加入保険会社名： 損害保険ジャパン株式会社 かにゆうほけんないよう ばいしょうほけん 加入保険内容： 賠償保険

13. とうじぎょうしょ りよう さい りゆうい じこう
当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	せつび きぐ ほんらい ようほう りよう 各ホームの設備、器具は本来の用法にしたがってご利用くだ さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償し ていただくことがあります。
きつ えん いん しゅ 喫煙・飲酒	しつない きんえん きつえん き ばしよ ねが 室内は禁煙です。喫煙は決められた場所でお願ひします。 いんしゅ せつど も ねが 飲酒は節度を持ってされるようお願ひします。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきになん かんり じ こ 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己 かんり りようしゃ きぼう じぎょうしょ 管理のできない利用者につきましては希望により事業所にて かんり いた 管理を致します。
いせいかん こうさい 異性間の交際	むだんがいはいく せつど そうだん いせい 無断外泊などのないよう、節度をわきまえ、相談もなく異性を まね えんりよ ホームに招き入れることはご遠慮ください。
しゅうきょうかつどう せいじ 宗教活動・政治 かつどう えいりかつどう 活動・営利活動	りようしゃ しそう しんこう じゅう た りようしゃ たい しゅうきょう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教 かつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
けいやく しゅうりよう 契約の終了	にゅうきよしゃ りよう けいやく しゅうりよう ばあい にちいじょう よこく 1. 入居者は、利用の契約を終了する場合は、30日以上予告 きかん ぶんしょ じぎょうしゃ つうち けいやく かいじよ 期間をおいて、文書で事業者に通知することで、契約を解除 じぎょうしゃ ていきょう することができます。また、事業者もしくはサービス提供 たんとうしょくいん ふてきせつ こうい おこな ばあい にゅうきよしゃ 担当職員が、不適切な行為を行った場合は、入居者はただ けいやく かいじよ ちに契約を解除することができます。

	<p>じぎょうしゃ え じじょう ばあい にゆうきよしや たい</p> <p>2. 事業者はやむを得ない事情がある場合には、入居者に対し</p> <p>にちかん よこきかん りゆう しめ ぶんしょ つうち</p> <p>30日間の予告期間において理由を示した文書で通知すること</p> <p>けいやく かいじよ</p> <p>により、この契約を解除することができます。</p> <p>にゆうきよご にゆうきよしや じょうたい へんか かき かくごう み</p> <p>3. 入居後、入居者の状態が変化し、下記の各号を満たさない</p> <p>ばあい たいきよ ようせい ばあい</p> <p>場合には、退居を要請する場合があります。</p> <p>けんか こうろん だいすいとうたにん めいわく こうい</p> <p>(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。</p> <p>かく ちつじよ ふうき みだし あんぜんえいせい がい こうい</p> <p>(2) 各ホームの秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為</p> <p>をしないこと。</p> <p>じょうじりようきかん ちりょう ひつよう</p> <p>(3) 常時医療機関において治療する必要がないこと。</p> <p>してい ぼしよいがい かき もち</p> <p>(4) 指定した場所以外では火気を用いないこと。</p> <p>たにん ない い</p> <p>(5) 他人をホーム内に入れないこと。</p> <p>たいきよ さい にゆうきよしや かぞく たい てきせつ えんじよ</p> <p>※ 退居に際しては、入居者または家族に対して適切な援助を</p> <p>おこな た きかん れんけい つと</p> <p>行うとともに、他の機関との連携に努めます</p>
--	---

14. 身体拘束等の禁止について

- (1) きんきゆう え ばあい のぞ しんたいこうそく おこな
緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- きんきゆう え ばあい ほうじん さだ しやうがいふくし しせつ しんたいこうそくとうてきせい か
緊急やむを得ない場合には、法人が定める「障害福祉施設における身体拘束等適正化の
ための指針」に基^しき^もつ^とき^き作^さ成^{せい}した「障害福祉施設における身体拘束廃止マニュアル」に^した^が
つて^つ対^{たい}策^{さく}及^おび^お対^{たい}応^{おう}を^お行^{こな}います。
- ほうじん せつち しやうがいしやぎやくたいぼうし いんかい けんとう おこな しょくいん しゅうち はか
(2) 法人が設置する「障害者虐待防止委員会」において検討を行い、職員への周知を図
ります。
- しんたいこうそく はいし しょくいん たい けんしゅう じっし
(3) 身体拘束の廃止のための職員に対する研修を実施します。

15. 地域との連携

- (1) いえ きやうどうせいかつえんじよさーびす ていきやう あ ちいきじゆうみんまた じはつてき
ひまわりの家は、共同生活援助サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的
かつどうとう れんけいおよ きやうりよく おこな どう ちいき こうりゆう はか
活動等との連携及び協力を^{おこな}行^{こな}う^{こな}等^{こな}の^{こな}地^{こな}域^{こな}と^{こな}の^{こな}交^{こな}流^{こな}を^{こな}図^{こな}ります。
- いえ きやうどうせいかつえんじよさーびす ていきやう あ りようしやおよ かぞく ちいきじゆう
(2) ひまわりの家は、共同生活援助サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住
たみ だいひようしや きやうどうせいかつえんじよさーびす ちけん ゆう ものなら しちやうそん たんとうしやとう
民の代表者、共同生活援助サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により
こうせい きやうぎかい てれびでんわそうちなどそうちとう かつよう おこな い か じよ
構成される協議会(テレビ電話装置等装置等を活用して行うことができます。)(以下この条にお

いて「ちいきれんけいすいしんかいぎ地域連携推進会議」という。)をかいさい開催し、1ねん1年に1かい1回以上、ちいきれんけいすいしんかいぎ地域連携推進会議において、じぎょう事業のうんえい運営に係る かか状況をじょうきょうきょう報告するとともに、ほうこく必要なひつよう要望、ようぼう助言等をき聴くきかい機会をもう設けます。

(3) ひまわりの家いえは、ぜんこう前項にきてい規定するちいきれんけいすいしんかいぎ地域連携推進会議のかいさい開催のほか、1ねん1年に1かい1回以上、ちいきれんけいすいしんかいぎ地域連携推進会議のこうせい構成員がしていきようどうせいかつえんじょじぎょうしよとう指定共同生活援助事業所等を見学するけんがく機会をきかい設けます。

(4) ひまわりの家いえは、だい2こう第2項のほうこく報告、ようぼう要望、じょげんとう助言等についてのきろく記録を作成するとともに、さくせい当該記録をとう公表します。

16. うんえいきていとう運営規程等えつらんのえつらん閲覧について

うんえいきてい運営規程、しよくいん職員のきんむたいせい勤務体制などじゅうようじこう重要事項をきさい記載したふファイルをあ事業所内にい備え付けており、じゅう自由にえつらん閲覧ができます。

17. だいさんしゃきかん第三者機関によるひょうか評価について

じっし実施していない。

とうじぎょうしょ
当事業所は、
じこう せつめい
事項について説明いたしました。

さま たい しえん ていきょう じょうき じゅうよう
様に対する支援サービス提供にあたり、上記のとおり重要

じ ぎょうしょ じゅうしょ
事業所住所

〒690-0825

しまねけんまつえしがくえん ちょうめ
島根県松江市学園1丁目6-38

じ ぎょうしょ せいめい
事業所名

きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ いえ
共同生活援助事業所 ひまわりの家

せつめいしゃ しめい
説明者氏名

かんりせきにんしゃ
サービス管理責任者

㊞

わたし ほんしょしょめん もと しゃかいふく しほうじん さんいんかていがくいん きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ
私は、本書書面に基ついて社会福祉法人 山陰家庭学院 共同生活援助事業所
ひまわりの家の職員（氏名 いえ しょくいん しめい じゅうようじこう せつめい う
）から「しずか」の重要事項の説明を受け、
ないよう どうい
その内容に同意します。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

り いう しゃ
利用者

じゅう しょ
住所
氏名

〒

㊞

だい ひつ しゃ
(代筆者)

じゅう しょ
住所
氏名 (続柄)

〒

㊞

かぞくだいひょう
家族代表

じゅう しょ
住所
氏名 (続柄)

〒

㊞

こうけんじん ほさにんとう
後見人・保佐人等()

じゅう しょ
住所
氏名

〒

㊞